

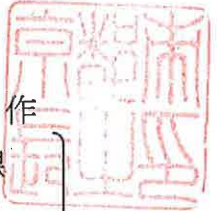
環 環 管 第 1 6 8 号
令 和 6 年 2 月 1 4 日

野村不動産株式会社
代表取締役社長 松尾 大作 様

京 都 市 長 門 川 大 作

担当 環境政策局環境企画部環境管理課

TEL: 075-222-3951



「(仮称)Landport 京都伏見に係る配慮書案」に対する意見について

令和5年11月22日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別添)

「(仮称) Landport 京都伏見に係る配慮書案」に対する意見

京都市長

- 1 建築物の容積及び床面積の算定根拠及びその配置について必要な理由を記載すること。
- 2 火災等に対する安全管理について配慮書に記載するとともに、万一の災害時に被害が低減できるよう十分に検討すること。
- 3 DBJ Green Building 認証の取得に必要な各項目の配慮・取組内容について、可能な限り配慮書に対応を記載すること。
- 4 大気質の評価に際しては、事業の影響を加味した濃度で、環境への影響に問題がないことを確認し、配慮書に記載すること。
- 5 大気質、騒音及び振動について、工事に使用する建設機械等による近隣の住宅などへの定量的影響を評価するとともに、供用後の交通量変化による影響評価を配慮書に記載すること。
- 6 工事による発生土について、旧巨椋池時代の土壌の可能性のあることを考慮し、土壌シードバンクとして活用するなど配慮すること。
- 7 事業地における動植物の生息状況について、施工までに調査・把握に努めること。特に鳥類については採餌状況と餌生物、繁殖状況についても把握に努めること。また、希少種の生息を確認した場合は移動や移植を行うなど適切に配慮すること。
- 8 事業地周辺が生息する動物の代替地として十全に機能するか把握に努めるとともに、周辺の生息環境の維持・保全について適切に配慮すること。

- 9 建築物の配置や構造等について、動物種の移動を阻害せず、かつ、周辺の営農環境への影響を回避・低減するよう適切に配慮すること。
- 10 温室効果ガスについては、材料調達などを含めたサプライチェーン、供用時の入出車両を含めた、ライフサイクルでの排出量削減について配慮すること。
- 11 日照及び光環境について、近隣農地への影響について記載し、必要な配慮を行うこと。
- 12 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

以上